



2007年11月5日 第2008-07号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

衆議院厚生労働委員会で労働三法審議

11月2日、衆議院・厚生労働委員会において、政府提出の最低賃金法改正法案、労働契約法案、労働基準法改正法案および民主党提出の最低賃金改正法案、労働契約法案の審議が行われました。前半は、与党が民主党案について質問し、後半は、民主党・細川律夫議員、園田康博議員など野党が政府案を中心に質問。主な質疑は次の通りです。労働三法の今後の審議日程は未定。

最低賃金法改正案について

【細川議員】今年度は地域最賃が加重平均で14円44銭の引き上げとなったが、これでも低すぎる。政府の改正案でどの程度引き上げられるのか。また、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」となっているが、生計費においては医療費も含めて考えるべきではないか。

【厚生労働大臣】生活保護と最低賃金はそもそも別の枠組み。最低賃金の考慮要素としての生計費に何を盛り込むべきかは議論が必要だ。

【細川議員】民主党案では「労働者およびその家族の生計費」と規定した。労働者本人と一人の子どもの扶養を考慮するものである。

【労働基準局長】現行の最賃は、年齢階層に拘わらずすべての労働者を対象であり、念頭に置くのは若年単身労働者の賃金が適当と考える。

労働契約法案について

【細川議員】「法の目的」に「労働契約と就業規則との関係」との表現を入れるのは適切ではなく、削除すべき。

【労働基準局長】法案第二章の内容わかりやすく示すためにこの表現を入れた。削除の必要性はないのではないかと。

【細川議員】就業規則の変更の合理性判断の考慮要素として、「労働者の受ける不利益の程度」「労働条件の変更の必要性」「変更後の就業規則の内容の相当性」「労働組合等との交渉の状況」の4つしか示されていないが、第四銀行事件判決では、「同業他社・我が国社会一般における状況」「代償措置・経過措置」「他の組合

又は他の従業員の対応」も要素として挙げられている。政府案には、これら3つの要素も含まれているのか。

【労働基準局長】7つの要素のうち、関連するのは統合した。

【細川議員】「やむを得ない事由がないときは、解雇できない」との条文では、立証責任は労働者が負うものとされるのではないかと。

【労働基準局長】本条文は、解雇することができない旨を定めたにすぎず、民法第628条の立証責任分配を変更するものではない。

【細川議員】政府案では、なぜ均衡も均等も盛り込まなかったのか。

【労働基準局長】審議会においてコンセンサスに至らなかった。なお、審議会報告で「均衡の在り方について調査・検討を行うことが適当」とされており、今後、調査・検討を行いたい。

【細川議員】政府案では、有期契約労働者の雇止めの問題に対応していない。期間や更新の有無を明示することを使用者に義務づけるべき。

【労働基準局長】大臣告示「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」で示しているところである。

労働基準法案について

【園田議員】月80時間の時間外労働は過労死の認定基準である。週40時間超は50%とすべきと考えるがどうか。

【厚生労働大臣】これが最低ラインであると理解いただきたい。

【園田議員】政府案と民主党案の歩み寄りの結果として「月45時間超は50%以上」もあり得るのではないかと。

【労働基準局長】月45時間超については労使で25%を超える率とする努力をいただけるよう限度基準告示の改正を行いたい。

【園田議員】審議を通じて、修正の余地がないことが明らかになり、残念である。